

令和7年度中津市総合教育会議

日時：令和8年3月23日（月）14時

場所：4階研修室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 協議・調整事項

(1) 学校部活動の地域展開について

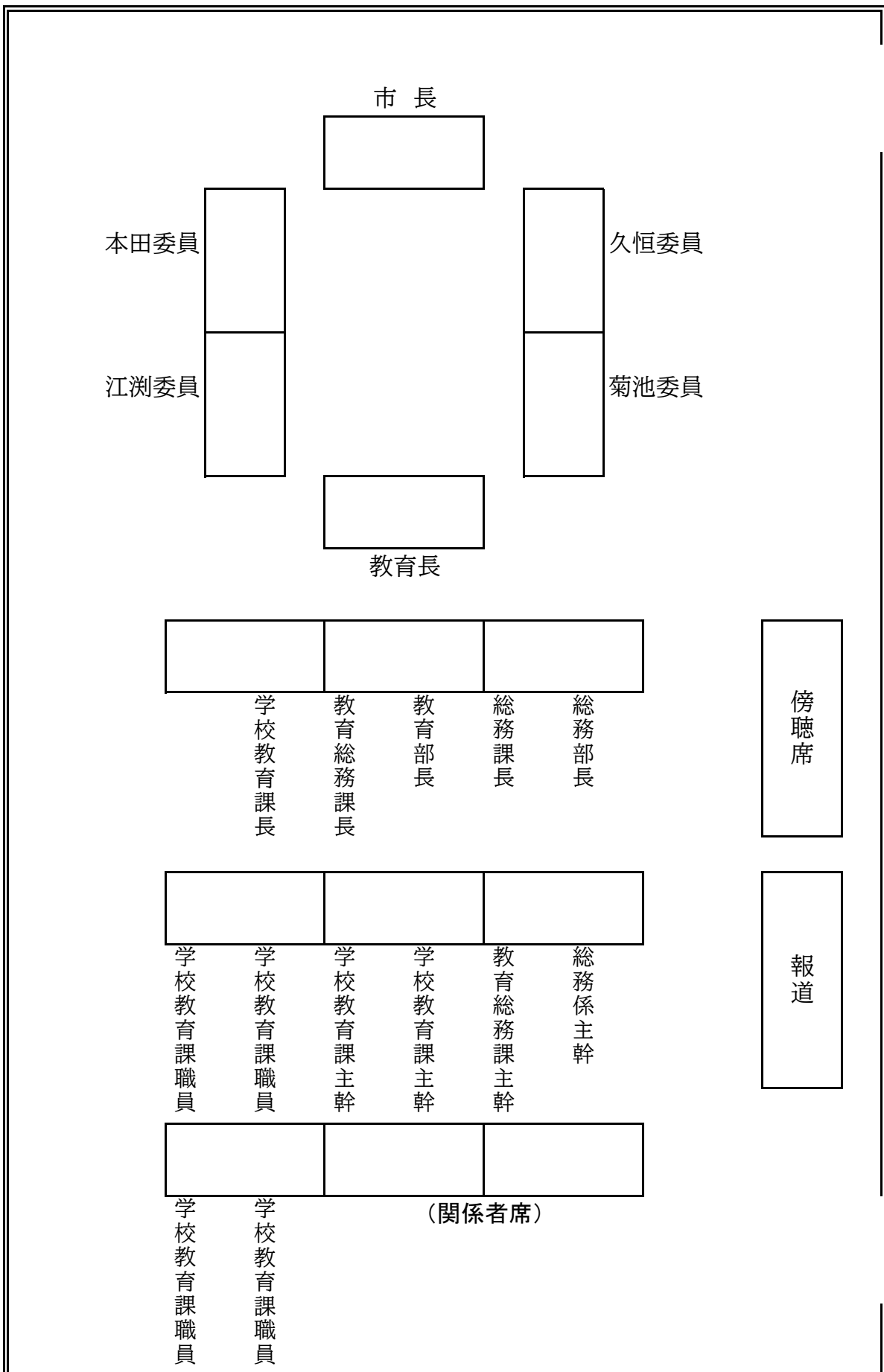
(2) いじめ問題・不登校における中津市の取組みについて

4. その他

・中津市立学校・園の教育職員に関する業務量管理・健康
確保措置実施計画について

5. 閉 会

令和7年度中津市総合教育会議会場レイアウト(大会議室)



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

発令：昭和31年6月30日法律第162号

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

中津市総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、中津市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議の協議・調整事項を決定し、教育委員会に通知するものとする。

(会議の議事)

第3条 市長は、議長として会議の議事進行を行うものとする。

(意見聴取)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により、関係者又は学識経験者の出席を求め、協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

2 前項に規定する関係者又は学識経験者の出席については、あらかじめ市長及び教育委員会において協議の上、市長が決定する。

(会議の公開)

第5条 法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ市長及び教育委員会において協議の上、市長が決定するものとする。

(議事録の作成)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条において非公開とした内容については、公表しないものとする。

2 前項に規定する議事録の公開は、市ホームページにおいて行うものとする。

3 第1項に規定する議事録は、会議の日程、出席者、協議・調整事項及び発言要旨を公開するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から適用する。

令和7年度 中津市総合教育会議

令和8年3月23日

協議・調整事項

- (1) 学校部活動の地域展開について
・・・ 7ページ
- (2) いじめ問題・不登校における中津市の取組
みについて
・・・ 24ページ

学校部活動の地域展開

未来の
まちづくり

学校部活動の
イメージを
取り払う

令和5年度にスポーツ庁・文化庁は部活動の地域移行を
スタート

当初

部活動を地域のクラブ・団体にそのまま移行する
(指導者を教員から地域人材へ)

移行理由

- ・部活動人口減に伴う大幅な少子化により実施困難になり
子どもたちにとって成長に大切なスポーツ・文化芸術を
継続して行う機会がなくなるため
- ・教職員の働き方改革のため

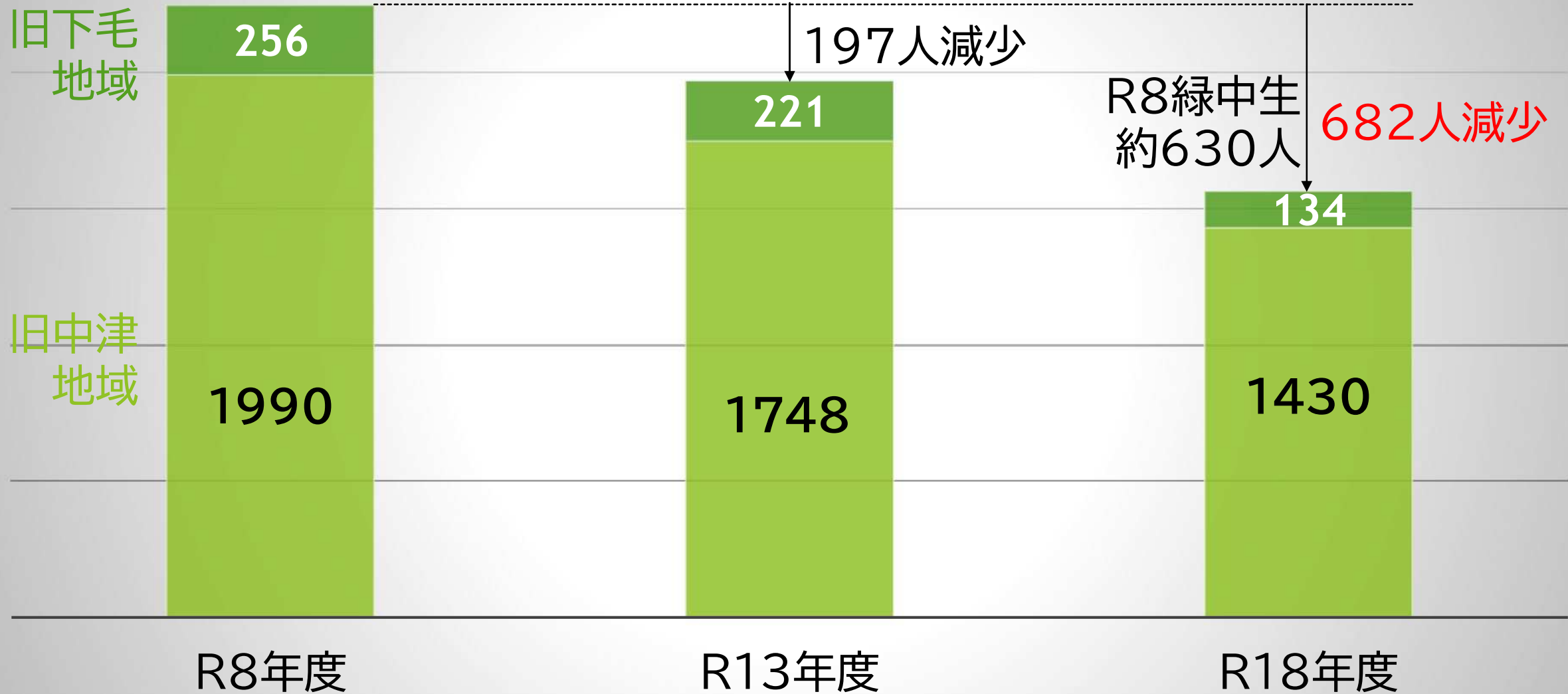
学校部活動の地域展開

国は令和6年12月に学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するという理念等を的確に表すため、

「地域移行」から「地域展開」に！

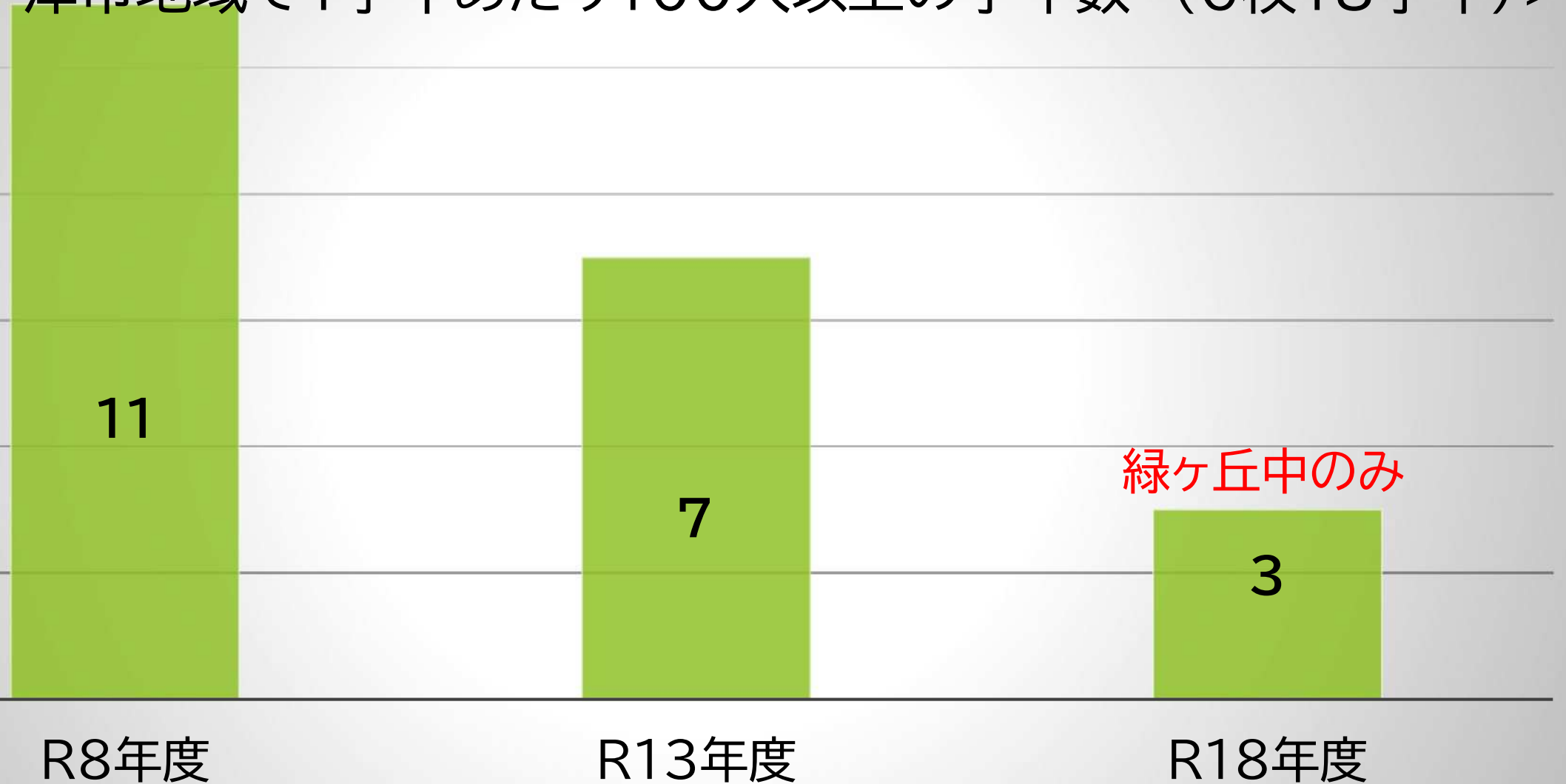
中津市の少子化の実態

< 令和8～18年度までの中学生徒数の推移 >



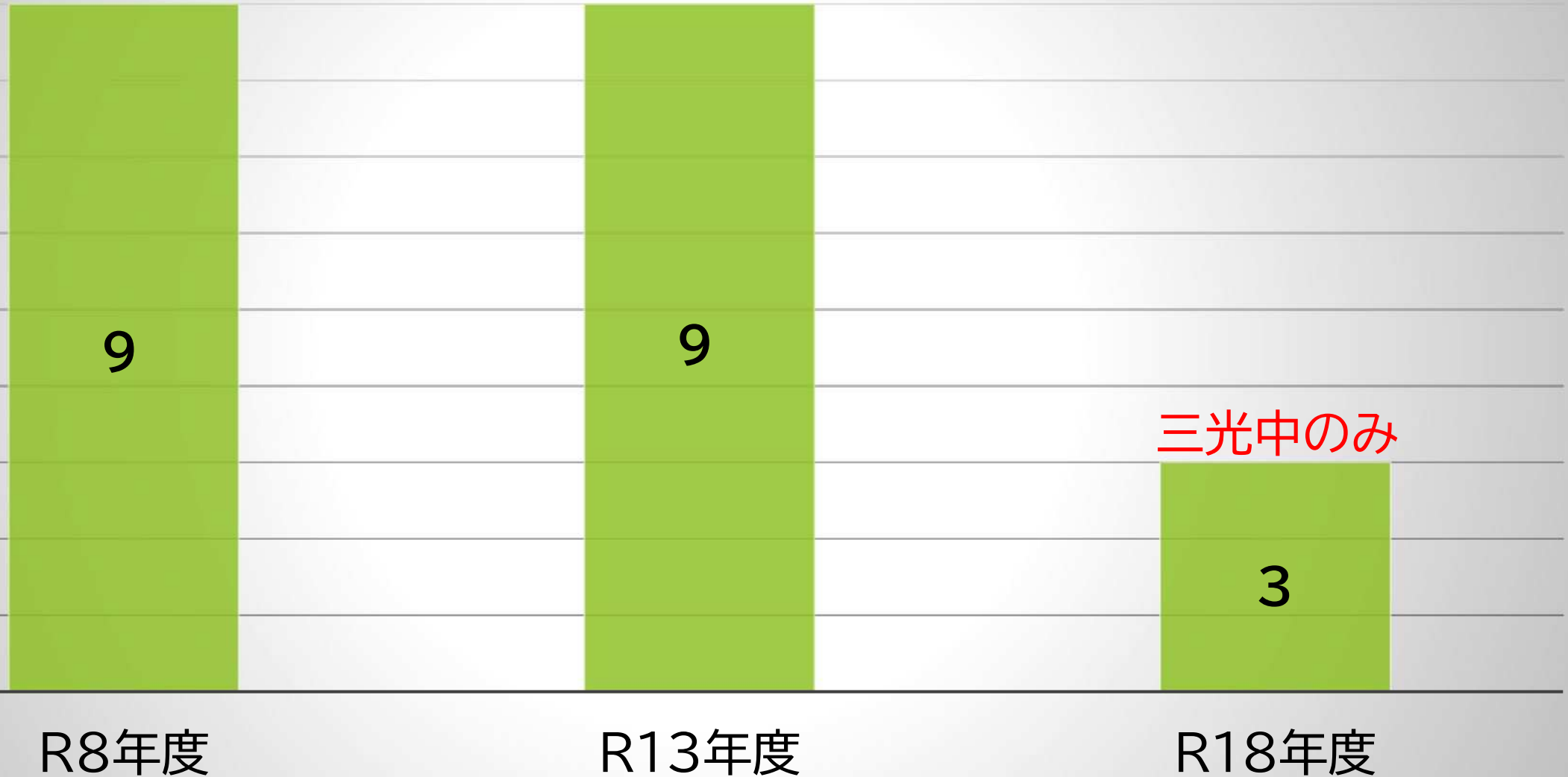
中津市の少子化の実態

<旧中津市地域で1学年あたり100人以上の学年数（6校18学年）>



中津市の少子化の実態

<旧下毛地域で1学年あたり10人以上の学年数（4校12学年）>



地域展開を可能にするためには

- ▶ 地域展開は**部活動のみの移行ではなく**
持続可能なスポーツ・文化芸術活動を子どもから
大人・高齢者までが関わり、
継続・発展させていくことが必要
- ▶ 掲げる理念
子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を通じて、
生涯にわたって幸福感（ウェルビーイング）を
享受できる中津市の実現を目指す

未来の
まちづくり

地域展開を可能にするためには

- ▶ 教育委員会では、(仮称)なかつ未来創造プロジェクトと銘打ち、地域の連携と協力が欠かせないという意味で、「学びの里なかつ」事業
 - ・・・学びの理念 ①“いつでも” “どこでも” “誰でも”
 - ② 自己実現と地域への還元
 - ③ 学びを通じた交流・連携

主役である子どもを中心に置いた地域展開の議論を進める予定

議論の視点

フォアキャスティング ⇔ バックキャスティング

1 教育委員会の目指す方向性

▶ これまでの議論

- ・ どのように部活動を地域展開していくのかと、地域展開が目的となった議論

⇒地域展開はあくまで手段であり、主役である子どもたちにとって豊かなスポーツ・文化芸術活動を創造するために、地域の多様な関係者の協力を求めている

未来の
まちづくり

教育委員会の目指す方向性

▶ <令和7年9月実施アンケート結果> 回答数 小学生2007 中学生 1944人 教職員 145

部活動に参加する目的は？（最大3つまで）

| | 小学生 | 中学生 | 教職員 |
|--------------------|-----|-----|-----|
| 仲の良い友達と一緒に活動できる | 43% | 45% | 33% |
| 新しい友達をつくる | 25% | 19% | 39% |
| 技術や体力の向上 | 33% | 38% | 71% |
| 大会やコンクールで良い成績を収める | 23% | 21% | 29% |
| リーダーシップを学ぶ | 4% | 2% | 20% |
| 目標に向かってやり抜く力を身につける | 28% | 22% | 77% |
| 礼儀やマナーを身につける | 6% | 8% | 80% |
| 楽しむ | 37% | 49% | 35% |
| 先生や先輩、家族の勧め | 6% | 10% | |
| 他にやりたいことがない | 8% | 8% | |
| 高校の進学に有利 | 9% | 10% | |
| その他 | 0% | 7% | 0% |

未来の
まちづくり

教育委員会の目指す方向性

子どもたちのために、新たな協力者の力を借りて、今までにない活動を生み出していきたい

<令和7年9月実施アンケート結果>

複数やりたいその種目はなんですか？(最大3つまで)

| | | | | | | | | | |
|----------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| サッカー | 16% 187人 | 野球 | 12% 144人 | eスポーツ | 6% 74人 | ボランティア活動 | 3% 33人 | 語学 | 2% 19人 |
| バスケ | 15% 178人 | バドミントン | 11% 135人 | ボウリング | 6% 69人 | 合唱 | 3% 30人 | 生け花 | 2% 19人 |
| バレー | 15% 177人 | 釣り | 10% 115人 | 職業体験 | 5% 65人 | 書道 | 3% 30人 | 囲碁・将棋 | 1% 14人 |
| 料理・お茶 | 14% 172人 | 楽器演奏 | 9% 106人 | 弓道 アーチェリー | 5% 57人 | 乗馬 | 2% 25人 | 演劇・人形劇 | 1% 12人 |
| 卓球 | 13% 158人 | ソフトテニス | 8% 90人 | 剣道 | 4% 42人 | ソフトボール | 2% 23人 | 相撲 | 1% 8人 |
| 陸上・駅伝 | 13% 152人 | 動画編集 | 7% 89人 | スキー等 ※1 | 4% 42人 | 登山 | 2% 23人 | ラグビー・アメフト | 5人 |
| 新体操・ダンス | 13% 151人 | 水泳 | 7% 88人 | 柔道 | 3% 39人 | ゴルフ | 2% 20人 | ボッチャ・ペタンク | 4人 |
| 美術 | 13% 150人 | パソコン・プログラミング | 7% 88人 | 宇宙・天体観測 | 3% 34人 | スケボー | 2% 19人 | その他 | 3% 36人 |

※1 スキー・スノーボード・スケート・アイスホッケー

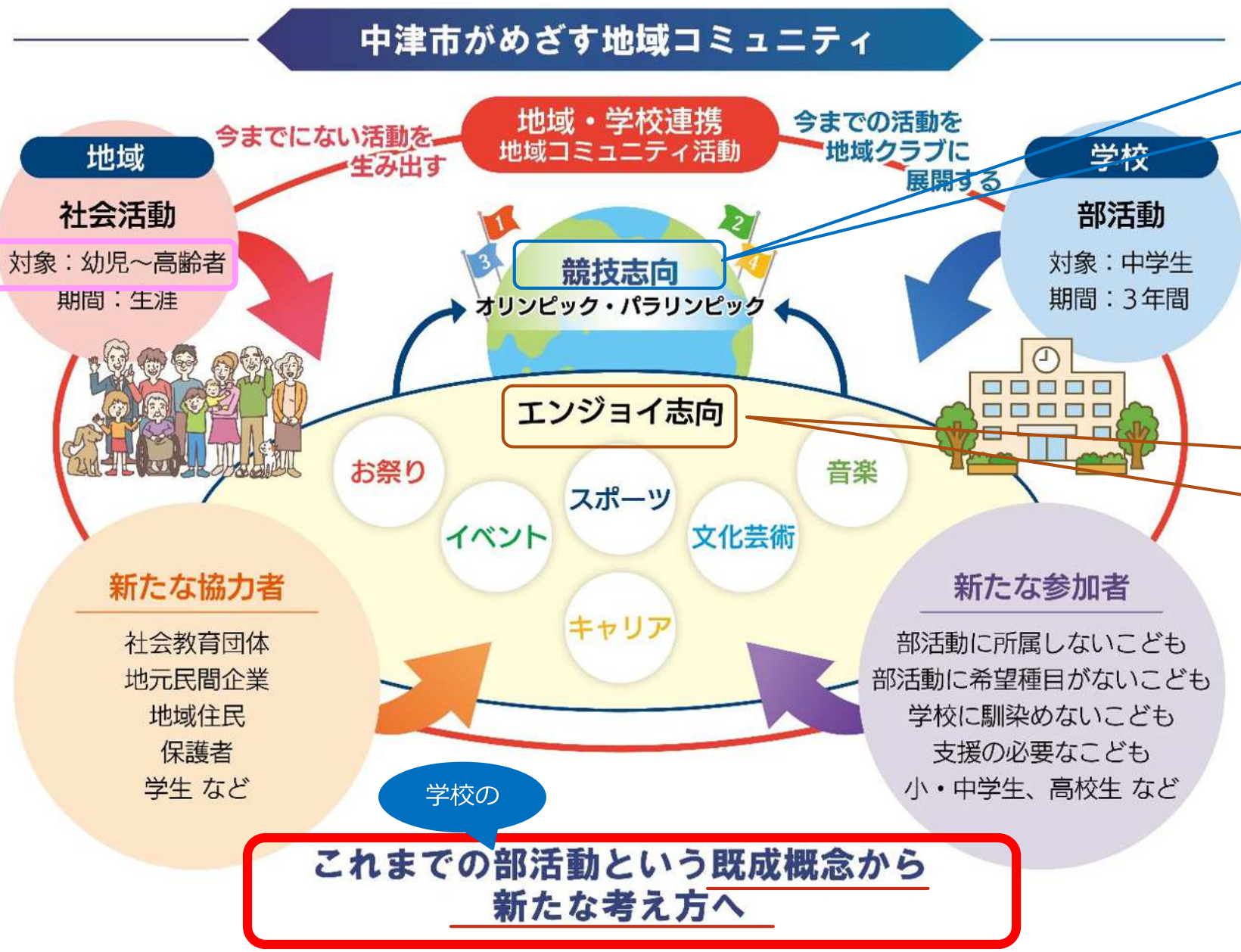
中津市がめざすイメージ図

全ての中津市民が参加できる地域コミュニティ活動

○常に上位の位置を目指して競技や記録の向上を意識して取り組むことを目的とする活動

○参加することや仲間と交流すること
○体験を楽しむことを目的とする活動

- ポイント**
- 横のつながり
中津市全体
 - 縦のつながり
小～中高校生～生涯活動
 - 多様な参画
学校
地域団体
企業等



課題

- ①保護者負担 ⇒ クラブ参加費
※市は事務局運営
※国の財政措置の動向を注視
- ②移動手段 ⇒ 自分の責任で
- ③協力会社（者）の確保 ⇒ 商工会議所等に声掛け

今後の進め方

- (1) 競技志向の子ども向けクラブ
⇒既存のスポーツ・文化芸術団体 新規のクラブ
- (2) エンジョイ志向の子ども向けクラブ
⇒公民館活動 今までにない活動
新規のクラブ 学校の放課後同好会
- (3) やりたい活動の児童生徒アンケートの実施
⇒継続調査と対応
- (4) 協力会社(者)の募集
⇒中津商工会議所 中津市しもげ商工会 中津市PTA連合会
スポーツ協会 文化協会 等

市が認定・研修を行い
サポートしていく

今後の進め方

(5) 事務局の体制

⇒部活動地域展開推進室を組織する

(6) 検討体制

▶ ⇒☆ 1月 プロジェクトチーム発足

▶ 教育長をトップとした関係部署で構成される内部組織

▶ ⇒☆ 4月 外部委員で構成する検討委員会

▶ (附属機関) 設置予定

(3月議会条例提案)

この取り組みを「学びの里なかつ」事業として推進していきます。

今後の進め方

(7) 地域展開の今後の見通し

| 改革実行期間 前期 | | | 改革実行期間 後期 | | |
|-------------|------|-----|-------------------|-----|-----|
| R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
| 新種目 設置停止 | 展開開始 | 展開 | 展開完了 ⇒展開の確認と推進 | | |

中学校入学説明会にて説明
⇒ 質問等は「すぐーる」にて
全小中学校保護者に回答

＜準部活動（剣道・柔道・空手・硬式テニス・水泳）※1＞

・できる種目からR8より地域展開開始し、R10の夏に地域展開完了

※1 準部活動；日頃は地域スポーツ団体で練習を行い、中体連の大会のみ中学校の部活動として出場する部活動のこと

今後の進め方

(7) 地域展開の今後の見通し

スポーツ・文化芸術活動 **地域展開と同時進行**

- ・ 新たな協力者 → 受け皿
- ・ 新たな参加者 → 新たな活動

現段階での相談件数：10競技（15団体）

バスケ・バレー・軟式野球・卓球・**陸上・硬式テニス**

剣道・**空手**・ブレイクダンス・星空観察・スポーツイベント

※太字はR8の中津市総体に出場予定

この取り組みを
「学びの里なかつ」
事業として推進

☆4月設置予定の外部委員で構成する検討委員会にて協議、決定



クワガタ人生部



料理 食育クラブ



ハンドベル（不登校生徒参加）



家具づくりクラブ

大分県のポスター

大分県内在住の
小学校 4～6年生
中学生のみなさんへ!
保護者の方の見学も可能です!

新しい
地域クラブ活動のカタチ
大分マルチスポカル
Day!

参加費
無料

全
12
種目!

2025 12.13^土
開会 13:00～16:00
オープニング 13:00～13:10
第1部 13:15～14:05
第2部 14:20～15:10

新しい「好き」
「やりたい」を見つけよう!

学校ではまだ出会ったことがない、
「楽しいこと」や「好きになれること」が、
みなさんのまわりにはもっとたくさんあります。
これから、地域のいろんなクラブや人とたじろいしよに、
そんな新しい体験をできる機会が少しずつ増えています。
このイベントでは、地域のみなさんの協力のもと、
いろんな体験を自由に楽しむことができます!
球を動かしたり、友だちと笑い合ったり、
まだ知らない世界に触れてみたり、
音楽、自分や「やりたい」を見つけに行こう!

お申込み
詳細はこちら!

南大分体育館 (大分市東区1丁目1-1)
大分県立大分豊南中学校・高等学校 (大分市東区3丁目3-1)

主催：大分県教育委員会 協力：イマチャイ・豊後県協会/ハイマチャイ大分・一般社団法人東海地区
大分県教育庁 健康学課 TEL:097-506-5629 (9時～17時)
大分県教育庁 健康学課 TEL:097-506-5629 (9時～17時)

カラフルなタイルを使って、
自分だけのオリジナル作品を
つくってみよう!

世界にひとつの
タイルアートを
つくろう!

制作した作品は
当日の持ち帰りいただけます!

2025 12.13^土
第1部 13:15～14:05
第2部 14:20～15:10

対象 小学生～中学生
定員 30名
参加費 500円

講師 志原 美由紀
会場 大分県立大分豊南中学校

クリスマスに合わせた
フラワーをアレンジしよう!

対象 小学生～中学生
定員 30名

2025 12.13^土
第1部 13:15～14:05
第2部 14:20～15:10

講師 北村 穂也氏
会場 大分県立大分豊南中学校

作って・見て・触れて、
竹細工の魅力を感じてみよう!

竹細工を
つくってみよう!

小学生は竹鈴
中学生は西海波花籠を作ります!

2025 12.13^土
第1部 小学生 13:15～14:05
第2部 小学生 14:20～15:10

対象 小学生～中学生
定員 小学生12名 中学生15名

講師 北村 穂也氏
会場 大分県立大分豊南中学校

運動が苦手でも
楽しめる!
みんなでチャレンジ!
トレーニング教室

対象 小学生～中学生
定員 小学生12名 中学生15名

2025 12.13^土
第1部 14:20～15:10

講師 北村 穂也氏
会場 大分県立大分豊南中学校

実証研究

- ▶ 大分マルチスポカルday 12月13日（土）
- ▶ 中津開催「和太鼓クラブ」実施
- ▶ 地域展開クラブの第1歩として開催
- ▶ 参加者16名 既に活動中の生徒30名
- ▶ 参加者全員100%が「とても楽しかった・楽しかった」と回答
- ▶ 「中津市のみらいのまち」づくり

「和太鼓クラブ」開催

部活動地域展開の第1歩

地域の文化芸術活動を広げるために
中津市にある「和太鼓クラブ」の演奏を体験してみよう。
和太鼓を観て、聴いて、叩いて楽しもう。

参加対象 中津市内 小・中学生
小学生は保護者同伴です。参加費無料。

開催日：12月13日(土曜日)

禅海太鼓

場所：東中津中学校 体育館
時間：10:00～12:00
◎スキルアップ和太鼓
楽しみながら和太鼓演奏
将来はイベント演奏者？
代表：野依修視

オーロラ源星中津太鼓

場所：豊陽中学校 体育館
時間：13:00～15:00
◎エンジョイ和太鼓
とにかく楽しく
広げよう友達の輪
代表：小倉桂子

準備するもの

・水分補給飲み物
・体育館用上履き
・防寒対策

主催：中津市教育委員会



申し込みは2次元コードからお願いします。当日は体育館で受付をします。

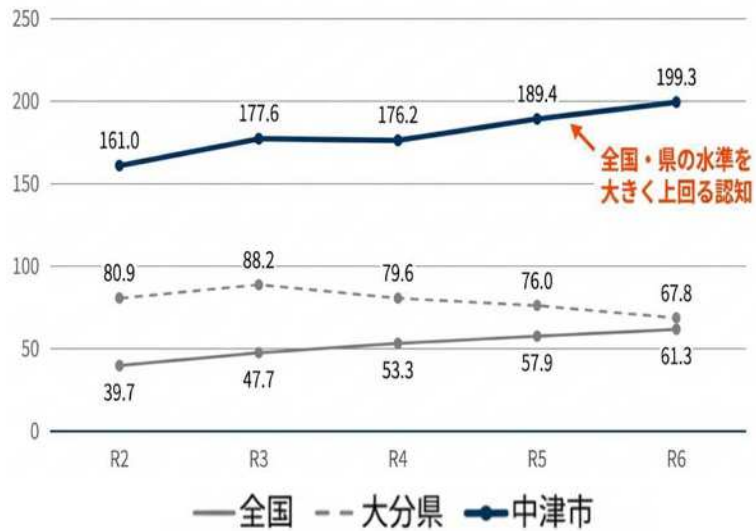
令和7年度 総合教育会議

いじめ問題における中津市の取組

- 1、現状と分析～認知件数と解消率の推移、いじめの態様
- 2、取組の状況～学校の組織的対応力アップ
- 3、今後の展望～未然防止の取組

1、中津市の現状と分析 ～いじめの認知

いじめの認知件数(千人あたり)推移



R6 問題行動調査より

いじめの定義

| | | |
|------------------|--|--------------------------------|
| 昭和61年 (1986年) | 「一方的・継続的 ・深刻な苦痛」 | 「学校が事実として 確認している」 |
| 平成6年 (1994年) | 「一方的・継続的 ・深刻な苦痛」 | (削除) 「いじめられた児童 生徒の立場に立つ」 |
| 平成18年 (2006年) | (削除) 【現在の定義】 「 <u>児童生徒が心身の苦痛を感じているもの</u> 」 | いじめ防止対策推進法 |

・「ふざけ」や「いじり」であっても、被害者が苦痛を感じれば、「いじめ」として認定し、即座に組織対応を開始する。
・場所・時間を問わない(SNS・学校外も含む)

「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、**積極的ないじめの認知**を進める
→**小さいいじめ(疑い)の段階**に気づき、**早期対応**につなげる

1、中津市の現状と分析～解消率と次年度への引継ぎ

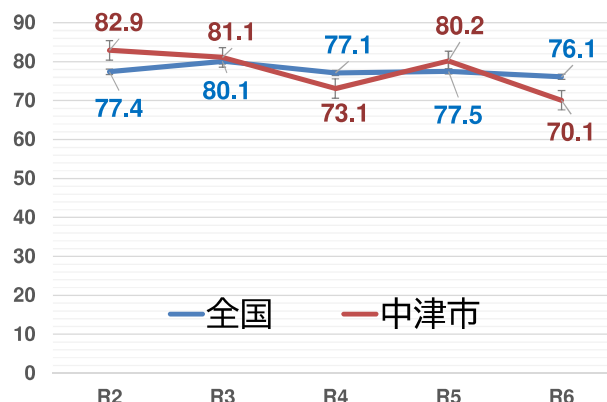
いじめ解消の定義（2つ満たす）

いじめに係る行為が止んでいる
※少なくとも3ヶ月間は注視

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない
※本人および保護者との面談で確認

平成29年改訂「いじめ防止基本方針」文科省

いじめ解消率の推移（%）



継続中の事案への対応

○児童生徒および保護者への
SC、SSWによる相談体制

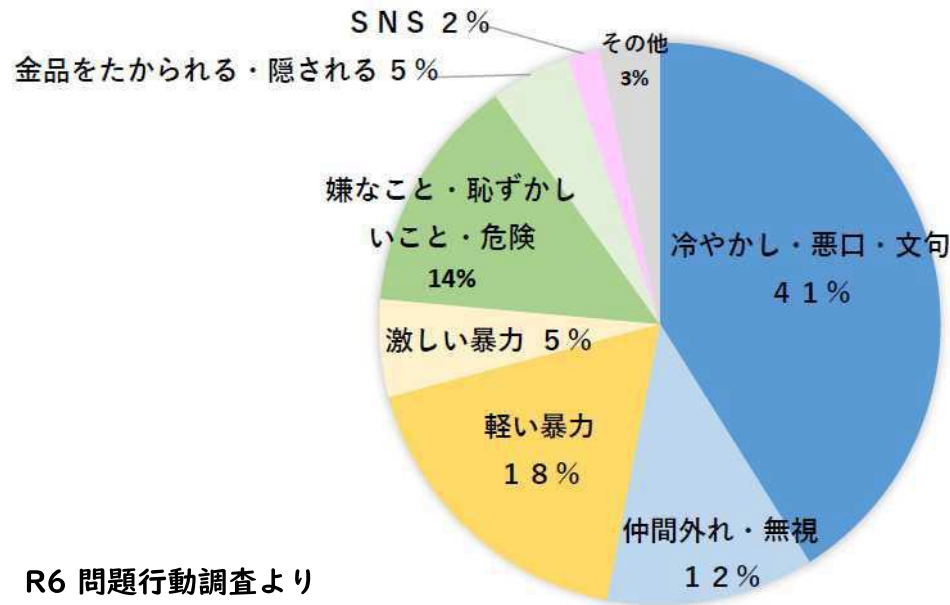
○校内の見守り体制

R6 → 7年度またぎ案件のうち、R7年度に**解消できた件数**の割合

- ・ **小学校** 解消815件 / 認知1149件 (解消率70.9%) → **90.5%**
- ・ **中学校** 解消126件 / 認知193件 (解消率65.3%) → **93.1%**

R6 問題行動調査より

1、中津市の現状と分析 ～いじめの態様



【小中学校における携帯電話の持ち込みについて】

- ・原則、禁止とする
- ・防犯上等、やむを得ず学校に持ってくる場合は、事前に許可申請を行う
- ・登校後に職員室に預け、下校前に受け取る

軽微であるがゆえに、見えにくいいじめが多い。

発見が遅れて複雑化・長期化しないよう、組織的な対応が急務

2、取組の状況～組織による早期発見・早期対応

(1) 実態把握・(2) 対応手順・(3) 組織体制を各校へ周知徹底

(1) いじめの実態把握



待つのではなく、予兆を捉える



アンケート (Surveys)
行事と絡めてこまめに実施。
中津市での発見数最多。



チャンス相談
生徒が話しやすい気軽な
相談機会を設ける。



教育相談
定期的な面談で深い悩みを
聞き取る。

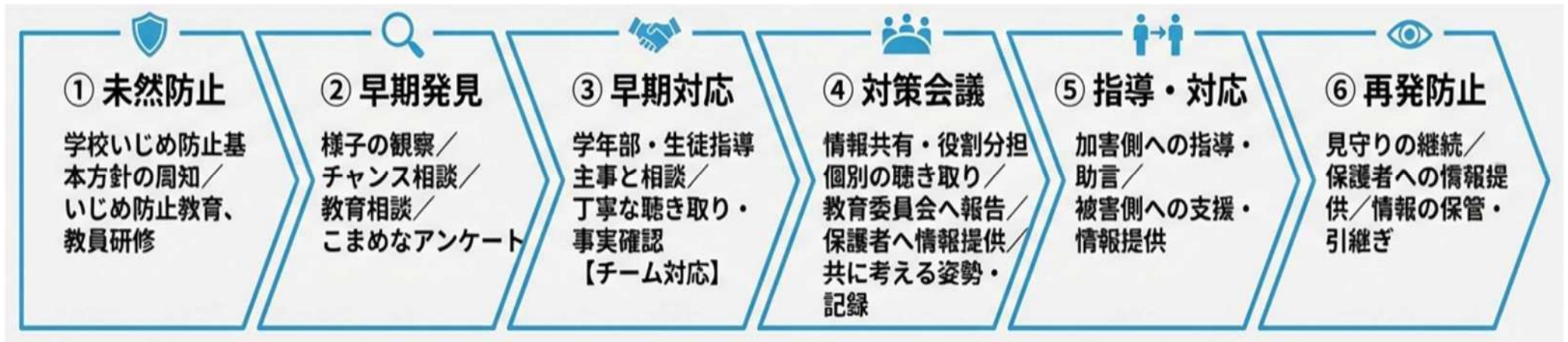


観察 (Observation)
「様子がおかしい」等の
小さな変化を見逃さない。

2、取組の状況～組織的対応力のアップ

・いじめ(疑い)に気づいた段階から組織で対応

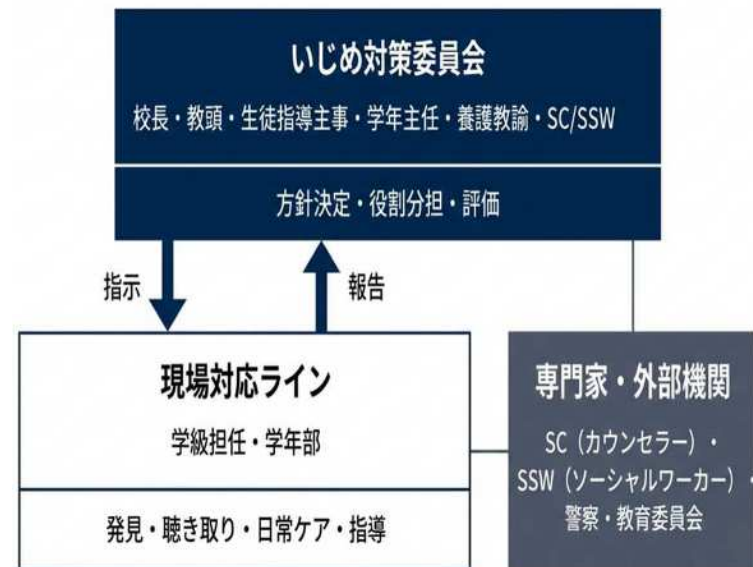
(2) いじめ対応の全体フロー図



※事実確認の際には、個別聴き取りと記録の徹底

③いじめ対応組織図 ～全体組織・いじめ対策委員会

- ・「いじめ対策委員会」が
実働する校内体制づくり
- ・外部機関と連携した
きめ細かな支援・指導

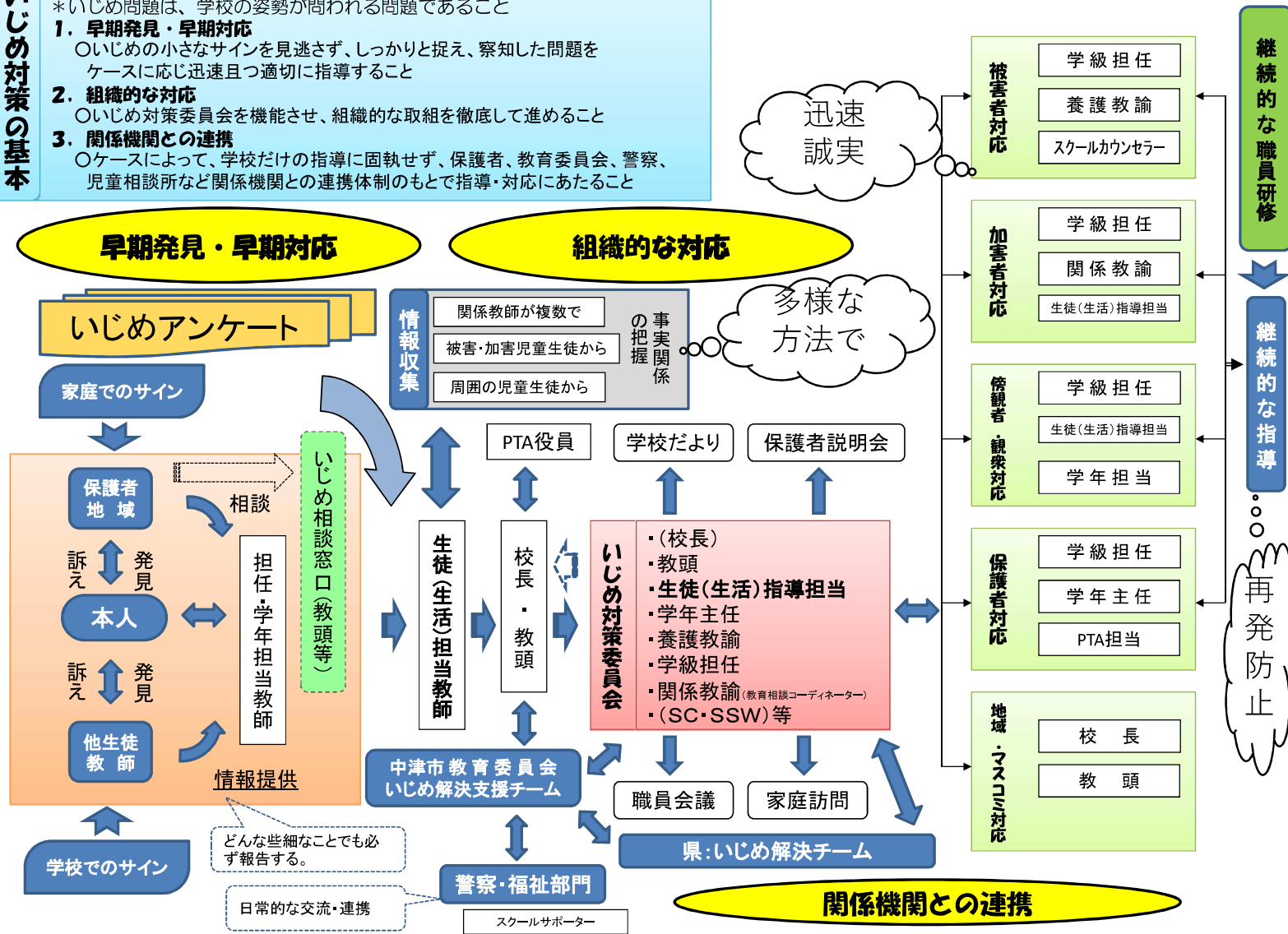


いじめ対策の基本

- *いじめは、人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと
- *いじめ問題は、学校の姿勢が問われる問題であること
- 1. 早期発見・早期対応**
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速且つ適切に指導すること
- 2. 組織的な対応**
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること
- 3. 関係機関との連携**
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること

いじめ対応組織図

～報・連・相の徹底～



③いじめ対応組織図 ～重大事態対応

★定義

- ・生命、心身、財産に重大な被害【第1号】
- ・相当の期間(年30日目安)の欠席【第2号】

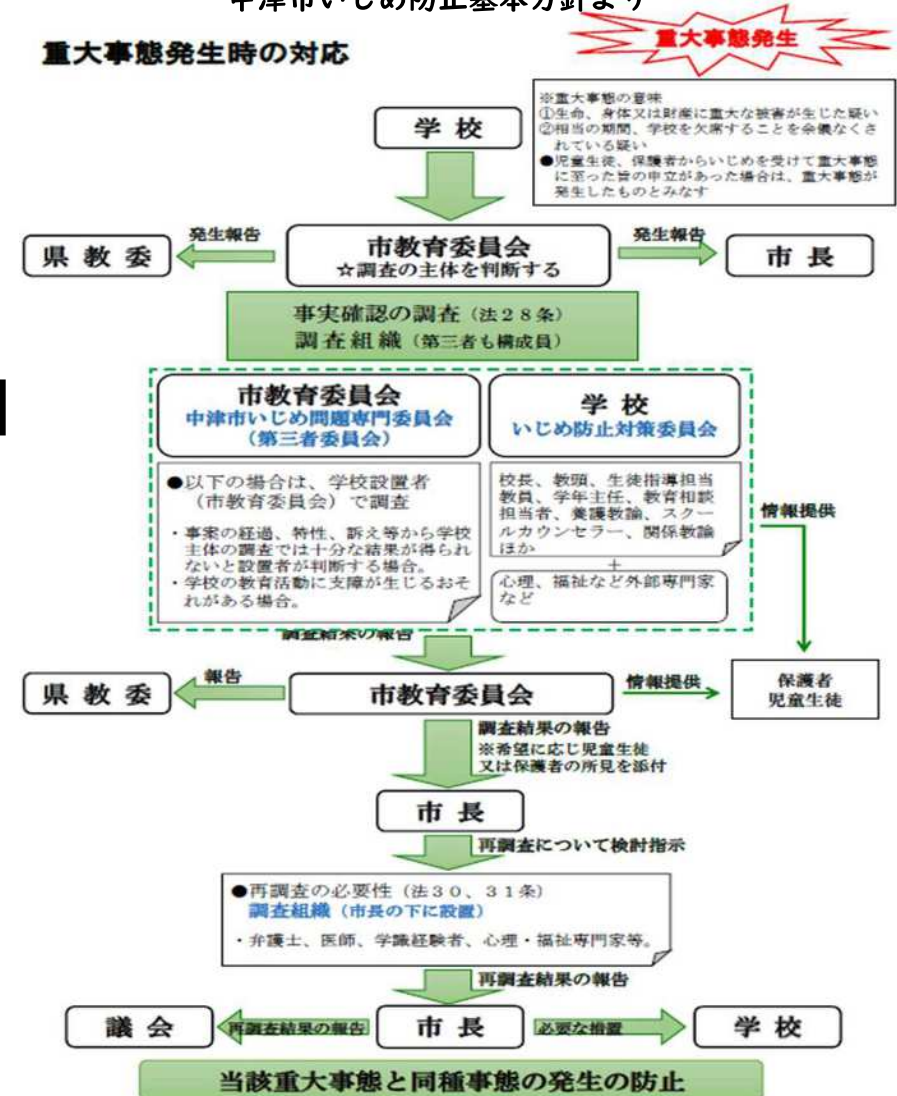
いじめ防止対策推進法 第28条

★調査の目的

- ・事実関係を明らかにする
- ・当該事態への対処、再発防止策を提示する
- ・※加害生徒への処罰・指導は行わない
(保護者に確実に伝える)

中津市いじめ防止基本方針より

重大事態発生時の対応



★中津市のいじめ重点取組★



チーム対応の徹底 一人で抱え込まず、必ず組織で対応・共有する。



被害者視点 常に被害児童生徒の立場に立ち、共に解決策を考える。



記録の重要性 全ての対応、面談、指導内容は必ず記録に残す。



疑わしきは報告 「いじめの疑い」段階で教育委員会へ報告し、早めの対処を行う。

3、今後の展望～未然防止の取組

いじめ未然防止＝管理職によるマネジメント

自校いじめ点検リスト

- 未解消案件 昨年度からの持ち越し案件を継続注視しているか？
- センサー こまめなアンケートやチャンス相談は、日頃から行われているか？
- 組織的対応 いじめ対策委員会での報・連・相が、実質的に稼働しているか？
- スピード感 トラブル発生の際は、即日対応・即日解決を心がけているか？
- 連携 SC,SSWとの情報共有は進んでいるか？
保護者と相談し合う関係を築いているか？
- 職員研修 「いじめ対応マニュアル」等は、全職員に周知されているか？
- 仲間づくり いじめは許さない雰囲気と、温かい人間関係を醸成できているか？



3、今後の展望～未然防止の取組

温かい学校風土の醸成



○ 人間関係づくりプログラムの実施

- ・週1回を基本に全小中学校で推進



○ 学校行事や児童会、生徒会活動の充実

- ・自治の力の育成
- ・中津市 中学校 生徒代表 意見交流会 (SOEM)

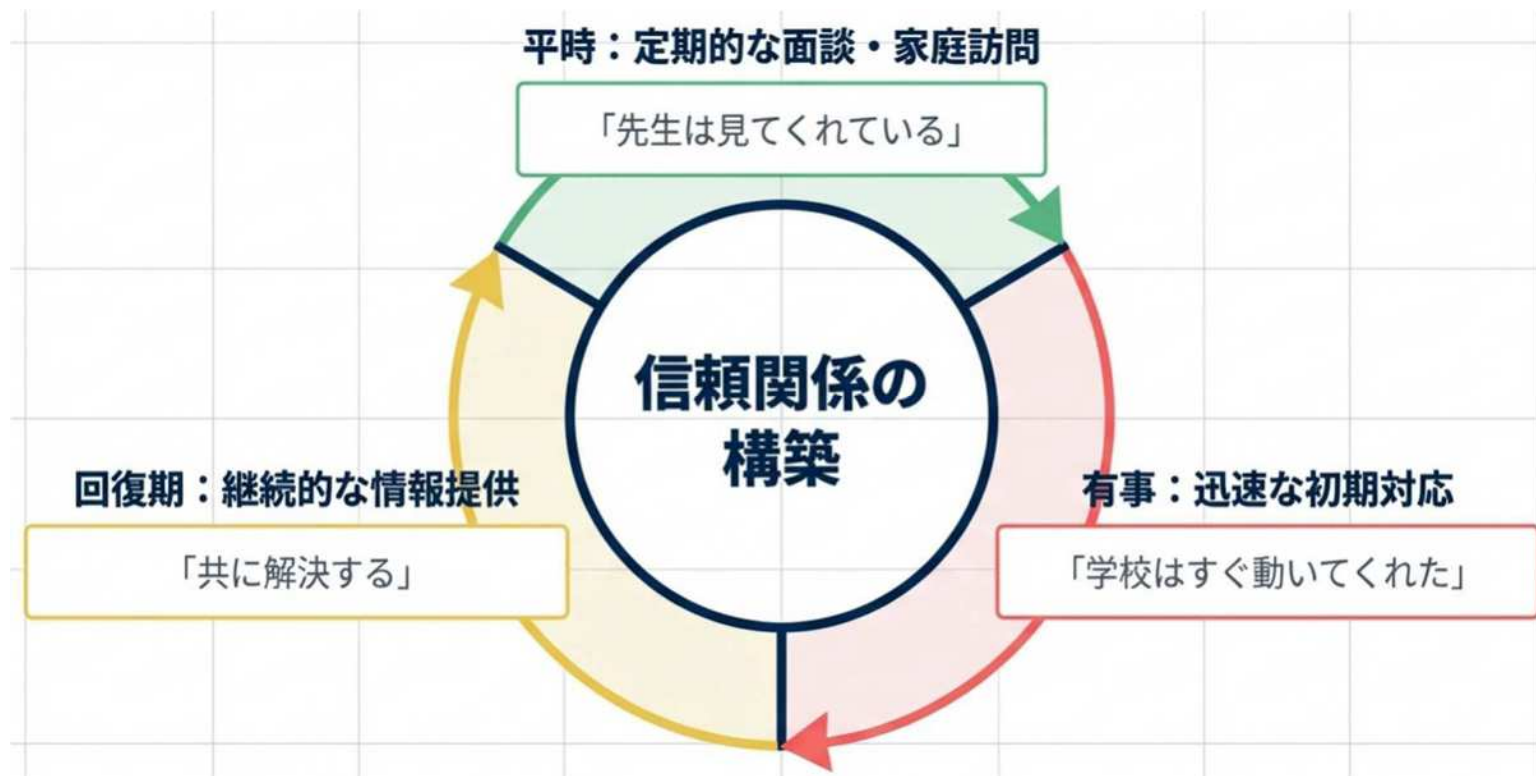
Student's Opinion Exchange Meeting

○ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

- ・自己存在感 ・共感的人間関係 ・自己決定



★こどもを真ん中においた いじめ対応を、 学校と家庭で協力して進める関係づくり



日頃からの保護者との信頼関係が、いじめ発生時の協力体制の土台となる

不登校の現状

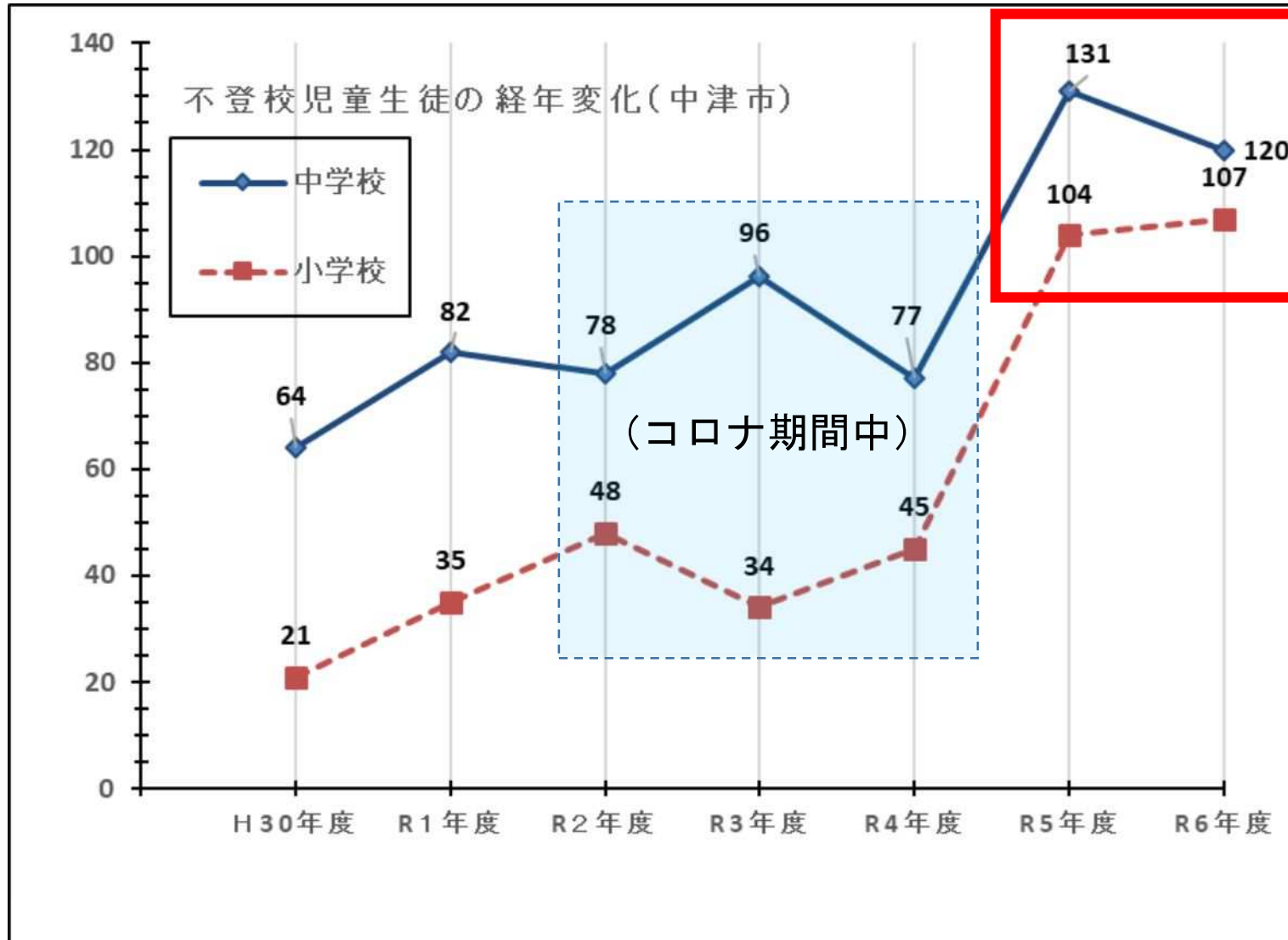
不登校児童生徒数の推移

()内の数字は出現率

| 年度 | 小学校 | | | 中学校 | | | 合計 | | |
|------|--------------------|------------------|----------------|--------------------|------------------|----------------|--------------------|------------------|----------------|
| | 全 国 | 大分県 | 中津市 | 全 国 | 大分県 | 中津市 | 全 国 | 大分県 | 中津市 |
| R1年度 | 53,350 (0.83%) | 558 (0.94%) | 35 (0.74%) | 127,922 (3.94%) | 1,285 (4.35%) | 82 (3.61%) | 181,272 (1.88%) | 1,843 (2.08%) | 117 (1.66%) |
| R2年度 | 63,350 (1.0%) | 618 (1.05%) | 48 (1.02%) | 132,777 (4.09%) | 1,374 (4.64%) | 78 (3.42%) | 196,127 (2.05%) | 1,992 (2.26%) | 126 (1.81%) |
| R3年度 | 81,498 (1.3%) | 706 (1.23%) | 34 (0.74%) | 163,442 (5.0%) | 1,706 (5.69%) | 96 (4.13%) | 244,940 (2.57%) | 2,412 (2.76%) | 130 (1.88%) |
| R4年度 | 105,112 (1.7%) | 816 (1.44%) | 45 (0.98%) | 193,936 (5.98%) | 1,887 (6.34%) | 77 (3.34%) | 299,048 (3.17%) | 2,703 (3.13%) | 122 (1.77%) |
| R5年度 | 130,370 (2.14%) | 1,044 (1.88%) | 104 (2.28%) | 216,112 (6.71%) | 2,114 (7.11%) | 131 (5.68%) | 346,482 (3.72%) | 3,158 (3.71%) | 235 (3.42%) |
| R6年度 | 137,704 (2.3%) | 1,133 (2.09%) | 107 (2.4%) | 216,266 (6.79%) | 1,942 (6.66%) | 120 (5.29%) | 353,970 (3.86%) | 3,075 (3.69%) | 227 (3.37%) |

不登校の現状

中津市の不登校児童生徒数の推移



○R5年度は前年度に比べて、小学校、中学校ともに不登校児童生徒数が大きく増加した。R6年度は、前年度に比べて、小学校は3人増加し、中学校は11人減少している。R5年度に大きく増加した不登校児童生徒数は、R6年度には増加に歯止めがかかっている。

○欠席した児童生徒への家庭訪問や不登校対策委員会の実施等、各学校での細やかな支援で、不登校だった児童生徒が登校できるようになったケースも報告されている。

○中津市内5校（R5年度は2校）の中学校に登校支援員が配置され、5校で59人の生徒が登校支援ルームを利用していた。登校支援ルームを利用（登校時間も柔軟に対応）することで、教室に入れない生徒の欠席の長期化を防ぐ一助となっている。

R7年度の取組 ～好事例から学ぶ・活かす～

| 学年 | 特別支援 | 性別 | 昨年度欠席日数 | 昨年度欠席の様態 | 昨年度支援の状況 | 一昨年度欠席日数 | 今年度にどのような支援を行ったか |
|----|------|----|---------|-----------|-------------------|----------|--|
| 中2 | | 男 | 40 | A 人間関係 | ④ 家庭訪問にて本人と関わり | | <ul style="list-style-type: none"> ・クラス編成…1年次にトラブルのあった生徒となるべく離れるようなクラス編成を行った。 ・生徒同士をつなぐ関係作り…2年次になり、はじめの班活動などで、自分の好きなもの（韓国やk-pop等）について話が合うクラスメイトができ、その話題で話をしている場面が多く見られる。 ・学習意欲を高める活動や声掛け…学習面では、テスト前に各自の学習時間をクラスで記録する活動をした。自身がクラスの中で一番学習時間が長くしていることがわかり、自信につながっている。自主学習ノートの取組もS～C評価をつけると、高評価をもらいたいと思い、学習に努力する姿もあった。Sをとった生徒にシールを貼ると、シールをほしい思いも相まって、頑張っている。 ・家庭、保護者との連携…トラブル等があると、その日に話を聞き、指導にあたり、保護者にも連絡をとって連携をとりながら行っている。 |
| 小3 | ○ | 男 | 33 | F 複合 | ① 登校した際は教室で過ごす | 87 | <ul style="list-style-type: none"> ・交流学級…支援級担任との密な連携をとる。病欠以外の際は家庭訪問で安否確認を必ず行う。本人の努力（家庭での登校準備など）をたくさんほめる。母と連絡が取れた際にも本人の努力をたくさんほめる。交流級での授業で活躍の場をたくさん作る。 ・支援学級…本人が楽しかったことやうれしかったことをたくさん話すため、話を広げたり「よかったね」と声をかけたりする。支援学級での学習が早く終わったときに、支援員や支援学級担任と話したり、遊んだりして過ごすこともある。それを楽しみに学習を頑張っている様子もある。 |

「欠席の様態」別の支援のポイント

| 欠席の様態 | 支援のポイント |
|---|--|
| F 複合 (42.5%) | 家庭との緊密な連携と、人間関係および学習面における個別的で多角的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携 ・肯定的なフィードバック ・活躍できる場の提供 ・継続的ケア ・環境調整（クラス編成） ・家庭生活の改善 ・多角的なサポート体制（SCやSSWの活用） ・居場所の確保（別室等） ・意欲付け ・関係性の再構築支援（仲間づくり） ・環境変化による気持ちの切り替え ・個別による学習支援 ・困りや不安の解消 |
| D 意思はあるが 体の不調等 (20.8%) | 本人の意思と体調を最優先した柔軟な対応と安心できる場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・事前の関係構築 ・関係性の再構築支援（仲間づくり） ・保護者との連携 ・環境変化による気持ちの切り替え ・居場所の確保（別室等） ・継続的ケア（不安を取り除く場と機会） ・多角的なサポート体制（SCとの面談等） ・活躍できる場の提供（行事や部活動等） |
| C 無気力 (17.7%) | 本人の意欲付けと成功体験の積み重ね、生活環境の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・事前の関係構築 ・肯定的なフィードバック ・共通方針の確立 ・保護者との連携 ・関係性の再構築支援（仲間づくり） ・活躍できる場の提供（行事や部活動等） |
| E 意義を認めない (15.5%) | 家庭環境や生活リズムの改善、担任による粘り強い関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携 ・家庭生活の改善 ・共通方針の確立 ・継続的ケア ・居場所の確保（別室等） ・関係性の再構築支援（仲間づくり） |
| A 人間関係 (3.1%) | 環境調整とトラブルへの即時対応 <ul style="list-style-type: none"> ・環境調整（クラス編成） ・組織的連携 ・初期介入 ・継続的ケア ・関係性の再構築支援（仲間づくり） ・意欲付け ・保護者との連携 ・迅速な問題解決 |

中津市立学校・園の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月
中津市教育委員会

【目次】

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状 | 1 |
| 2 | 計画の目的 | 1 |
| 3 | 計画の期間と目標 | 2 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | |
| | (1) 勤務時間の意識改革 | 3 |
| | ① 勤務時間の把握・管理 | |
| | ② 完全定時退庁日（週1回）の設定 | |
| | ③ 学校閉庁日の設定 | |
| | ④ 学年末休業開始日の繰り上げ | |
| | ⑤ 余剰授業時数の活用 | |
| | ⑥ スロースタートの実施 | |
| | ⑦ 学校施錠時間の徹底 | |
| | ⑧ 電話対応の取り組み | |
| | (2) 業務の削減・適正化 | 4 |
| | ① 会議等の削減・精選 | |
| | ② 部活動の改善 | |
| | ③ 働き方改革検討委員会の実施 | |
| | ④ 中津市共有フォルダ education の充実 | |
| | ⑤ デジタル化の推進 | |
| | ⑥ 学校徴収金の効率化に向けた研究 | |
| | ⑦ 対応が困難なケースへの支援体制の構築 | |
| | ⑧ 学校評価の充実 | |
| | (3) 「チーム学校」の機能強化 | 6 |
| | ① 学校事務職員の学校運営への参画 | |
| | ② 専門スタッフの配置・連携促進 | |
| | ③ 専門性を生かした指導体制の充実 | |
| | ④ コミュニティースクールの取組の拡充 | |
| | (4) 体調管理の促進 | 7 |
| | ① メンタルヘルス対策の促進 | |
| | ② 健康診断内容の拡大 | |
| | ③ ストレス診断結果の活用 | |
| 5 | 今後のフォローアップについて | 8 |
| 6 | 関連する取組：総合教育会議、各学校・園への対応 | 8 |

1 計画の趣旨・現状

看過できない教職員の超過勤務の実態を改善し、自らの授業(保育)を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが重要である。

令和7年6月に改正された教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、学校における働き方改革をさらに推進するため、関係者全員が目的を共有しながら、取組を不断に進めていくために本実施計画を定める。

2 計画の目的

教職員の長時間勤務についての要因等の分析を踏まえ、限られた時間の中で教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や幼児児童生徒に向き合う時間を確保できる勤務環境を整備する。

- 基本的には、各学校・幼稚園の主体性を大切にしながら行っていく。(各校の勤務実態改善計画)
- 教育委員会は、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直し等、学校だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善を後押しする。
- 膨大になってしまった学校及び教職員の業務を、学校と教師の業務の3分類をふまえ、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」等で整理し、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていく。
- 多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が、学校の教育活動に参画することで「チーム学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図る。
- 上限方針を遵守することを求めるのみであってはならない。業務の持ち帰りが行われている実態についても、その把握に努め、縮減のための方策を講じる。



3 計画の期間と目標

今後5年間（令和8年度～令和12年度）を目途に取組を推進することとし、段階的に改善を図るため、下記の達成目標を年度ごとに定める。

《令和8年4月～ 令和9年3月》

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和6年4月～令和7年3月結果 | 令和8年4月～令和9年3月 （達成目標） |
|---|--|-----------------|-------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 | 13.8% | 12% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間 | 0.1% | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | 30時間15分 | 28時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期） | 61% | 65% |

《令和9年4月～ 令和10年3月》

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和8年4月～令和9年3月結果 | 令和9年4月～令和10年3月 （達成目標） |
|---|--|-----------------|--------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 | | 9% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間 | | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | | 26時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期） | | 70% |

《令和10年4月～ 令和11年3月》

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和9年4月～令和10年3月結果 | 令和10年4月～令和11年3月 （達成目標） |
|---|--|------------------|---------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 | | 6% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間 | | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | | 24時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期） | | 80% |

《令和11年4月～ 令和12年3月》

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和10年4月～令和11年3月 結果 | 令和11年4月～令和12年3月 （達成目標） |
|---|--|-----------------------|---------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 | | 3% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間 | | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | | 22時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期） | | 90% |

《令和12年4月～ 令和13年3月》

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和11年4月～ 令和12年3月 結果 | 令和12年4月～ 令和13年3月 （達成目標） |
|---|--|---------------------------|-------------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 | | 0% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月時間 | | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | | 20時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期） | | 100% |

※本計画の取組成果の検証・評価は2学期（12月）の「働き方改革検討委員会」で行う。

〈参考〉時間外在校等時間とは … 「在校等時間」の総時間から所定の勤務時間を減じた時間

※「在校等時間」からは休憩時間を除く。

※超勤時間 月80時間は過労死ラインの目安である。（厚生労働省 2010.2）

○4月から3月までの1年間の時間外在校等時間を集計し、12月の働き方改革検討委員会で中間総括を行いながら、具体的な取組を見直し、2月の働き方改革検討委員会を経て、3月の校長会議で次年度の具体的な取組を示す。

4月当初の校長会議において新年度の目標確認を行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）勤務時間の意識改革

①勤務時間の把握・管理

○タイムカードにより、始業前業務・終業後業務・休日業務時間を把握する。（事務職員を含む）

※「持ち帰り時間」は長時間勤務記録票により把握し、中津市教育委員会（以下、市教委という）へ報告する。

※「休憩時間中」に業務を行った場合は、当分の間、長時間勤務記録票で把握し、市教委へ報告する。

②完全定時退庁日（週1回）の設定

○毎週水曜日を基本とする。

③学校閉庁日の設定

○夏季休業日、冬季休業日の中で、連続して1週間を確保できるよう学校閉庁日を設定する。（土日を含む）

※緊急連絡は、市教委が対応する。（事件・事故報告等）

④学年末休業開始日の繰り上げ

○修了式の日を、3月26日から3月24日に変更する。（学校管理規則を変更済み）

⑤余剰授業時数の活用（校時表の見直し）

○週1時間を研修・打合せ等の時間として確保するために、週1回、水曜日以外に5校時までの日を設定する。週あたりの時間数の上限を28時間とする。（小学校）

※曜日については、各小学校の実態に合わせて設定する。

⑥スロースタートの実施

○児童生徒及び教職員の心身のゆとりや熱中症対策等を考慮して、1学期は入学式まで、2学期は始めの1週間程度スロースタートの取組を実施する。

※当面の間、小学校は給食後下校、中学校は5校時終了後下校とする。

※期間中は、部活は行わないこととする。

⑦学校施錠時間の徹底

○19:00施錠を確実に実施する。

※管理職等は、18:30から戸締りや電気を切る等、施錠の準備と声かけを行う。

※部活動等で休日に校舎内へ入る場合は、事前に管理職等に許可をもらい、鍵を受け取る。

※今後の施錠計画（R9年度…18:30、R10年度～…18:00）

⑧電話対応の取り組み

○勤務時間外は、留守番電話による対応を行う。

※留守番電話の設定時間（小学校17:30～7:45、中学校18:30～7:30）

今後、録音機能、及びメッセージ機能等の付加についても効果を確認した上で順次導入に向け検討する。

（2）業務の削減・適正化

①会議等の縮減・精選

○市教委主催の会議を精選する。

※市教委主催の会議や研修は、終了時刻を16:30とする。

○引き続き「集まらなければならないもの」「伝達で済むもの」を整理し、オンライン研修等を活用しながら時間を有効に使えるよう見直しに努める。

○調査・作品依頼を引き続き精選に努める。

○学校行事は、「実施の有無」「準備期間」「実施内容」の観点から必ず見直しを行う。

※コロナ下での各種行事経験を活かす。

②部活動の改善

○中津市部活動地域展開移行検討会議を設置し、関係各課と連携しながら、令和12年度末までの展開移行の完了に向け準備を進める。

○各学校は「学校の部活動に係る活動方針」を年度当初に策定し、学校HP等で公表する。

※「部活動を休む日」を徹底する。

・1週間の中で、土曜日曜のうち1日、平日1日の合計2日は休む。

・土日にて大会がある時は、平日に代わりの休みを設ける。

・土日：練習試合も練習としての扱いとする。

・試験の前は部活動を行わない。（定期テスト前の3日間）

※部活動の終了時刻を徹底する。

- ・夏季は 18:00 まで、冬季は 17:30 までを終了時刻とし、職員は、夏季は 18:30 冬季は 18:00 までに退庁する。

※部活動時間を徹底する。

| 今後の予定 | | 平日（終了時刻） | 土日 |
|-------------|------------|-----------------|---------|
| R8年度 | 夏季（4月～9月） | 2時間以内（18:00） | 3時間以内 |
| | 冬季（10月～3月） | 1時間30分以内（17:30） | 3時間以内 |
| R9年度 | 夏季（4月～9月） | 1時間30分以内（17:30） | 3時間以内 |
| | 冬季（10月～3月） | 1時間以内（17:00） | 3時間以内 |
| R10年度～R12年度 | | 1時間以内（17:00） | 3時間以内 |
| R13年度～ | | 地域展開に移行 | 地域展開に移行 |

※学校単位で参加する大会等の見直しをする。

※市内中学校に部活動推進校を設け、成果や課題を交流する。

③働き方改革検討委員会の実施

- 年度初めに推進計画、重点的取組の確認を行う。
- 各校ごとに勤務実態改善計画を策定し、職員での共通理解と学期ごとの見直しを実施する。
- 12月に中間総括を行い、具体的な取組を見直し、2月の働き方改革検討委員会を経て3月の校長会議で次年度の具体的な取組を各校に示す。

④中津市共有フォルダ education の充実

- 新教材・指導案・書類様式等の発信を行い、随時更新する。
- 市教委は各校の「勤務実態改善計画」の取組等の好事例を発信する。

⑤デジタル化の推進

- 校務支援システム等、ICTの効果的な活用の研究を進める。
 - ・法律上の定めのあるものを除き押印の廃止を進める。
 - ・iPad貸与職員の拡充を図る。（用務員以外の会計年度任用職員にも貸与）
- 保護者と学校との相互の効率的な連絡方法について協議を進める。
 - ・保護者間連絡メールシステム「すぐーる」を活用する。（集約のアンケート、募集要項等）

⑥学校徴収金の効率化に向けた研究

⑦対応が困難なケースへの支援体制の構築

- 「中津市立学校・園 カスタマーハラスメント対応マニュアル」に沿って関係機関と連携して学校（園）支援を行う。

⑧学校評価の充実

- 「学校評価の4点セット」に全校共通の達成指標を設定し、各職場における働き方改革の徹底を図る。

(3)「チーム学校」の機能強化

①学校事務職員の学校運営への参画

- 総務・財務等に通じる専門職である事務職員の学校運営への参画を一層拡大するため、定期的に話し合いを持ち改善に努める。(事務職員の標準的職務内容表・・・2005.3.3 県通知)

②専門スタッフの配置・連携促進

- 「チーム学校」の機能を充実させるため専門スタッフの配置と協働を促進する。

| | |
|---------------------|---|
| スクールカウンセラー (SC) | 児童生徒の心理的課題についてカウンセリングやアセスメント等を行い、学校や関係機関等と連携して、心理的側面から適切な支援を行う。 |
| スクールソーシャルワーカー (SSW) | 児童生徒・保護者が置かれた様々な環境問題への社会福祉援助に基づく働きかけを行う。 |
| 部活動指導員 | 部活動の実技指導、学校外での大会、練習試合等の引率、用具、施設の点検・管理、保護者等への連絡等、行う。 |
| 日本語指導員 | 小中学校の授業(国語)において、海外からの転入児童生徒に対して担当教諭とともに日本語指導を行う。 |
| 登校支援員 | 別室登校の児童生徒の支援を行う。 |
| 学校図書館司書 | 学校図書館に関わる業務全般及び授業サポート、その他、校長が必要と考える業務について、担任等と連携して行う。 |
| GIGA スクールサポーター | ICT 機器の設置準備、操作方法等のサポート、情報教育関連研修のサポート等を行う。 |
| スクールサポートスタッフ (SSS) | 教職員の業務削減のため配置し、校長が必要と考える業務を行う。 |

③専門性を生かした指導体制の充実

- 小学校の教科担任制を全小学校で導入する。(業務の効率化、学力向上、生徒指導等の目的)
- 特別支援教育研究モデル園を新設する。(幼稚園)
- 教科担任制推進教員・英語専科教員・体育専科教員を配置する。(小学校)

④コミュニティスクールの取組の拡充

- コミュニティスクールを働き方改革の視点からも積極的に活用する。
 - ・学校の教育目標やビジョンを地域と共有→学校の応援団→「地域とともにある学校づくり」への転換を進める。
 - ※R8年度より働き方改革の取組については、学校運営協議会の承認が必要
 - ・児童生徒の登下校の安全の見守り等

(4) 体調管理の促進

①メンタルヘルス対策の促進

- 教職員メンタル相談（月1回）を開催する。
- 時間外在校等時間が月80時間超の職員への産業医による面談を実施する。また、3か月平均45時間を超える職員については、引き続き校長による面談を実施し心身の状況を把握するとともに、必要に応じて産業医の面談へと繋いでいく。

※病休・休職者の実態（メンタル）

| R7年度 | R6年度 | R5年度 | R4年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 7(7) | 14(10) | 17(15) | 16(10) |

②健康診断内容の拡大

- 脳ドックの一部補助を開始する（令和2年度から）（平成30年度から検査4項目追加）
- 健康診断の全員実施とともに、精密検査の全員受診を徹底する。
（参考）定期健康診断・精密検査等のサービスについて

| | 内 容 | 服 務 | 備 考 |
|---|---|---------|-----------|
| 1 | 定期健康診断 | 出張 | |
| 2 | 定期健康診断による精密検査及び再検査 | 出張又は職専免 | 「※受診要件」参照 |
| 3 | 人間ドック | 職専免 | |
| 4 | 人間ドックによる精密検査及び再検査 | 職専免 | |
| 5 | 人間ドックによる精密検査及び再検査 （人間ドックを定期健康診断に代えた場合） | 出張又は職専免 | 2と同様 |

※受診要件（H28(2016).5.20付 教委教人第804号）

（職務命令を発する場合は「出張」とする）

- ・職務命令を発する場合は、旅行命令の用務地は、必要な検査ができる勤務地又は居住地の最寄りの医療機関とする。
- ・職務命令の取扱い期限は、健康結果受理後から1ヶ月以内とする。ただし医療機関の予約状況により受診できない場合等はこの限りではない。

③ストレス診断結果の活用

- ストレス診断（年2回）を行い、実施率を100%にする。
- ストレスチェックの結果、高ストレス者に対しては、実施者（福利課）よりフォローのための連絡と医師による面接指導の勧奨をメールにて行う。本人から申し出があった場合、校長は必要書類を準備し市教委へ提出する。
- 実施後の「集団分析結果」を活用し、個人や職場環境の見直しを行い改善に向けて取り組みを徹底する。

5 今後のフォローアップについて

教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となって久しい。

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き生きと児童生徒への教育に取り組める環境を保障することにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立するために、学校における働き方改革が急務となっている。

業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教職員が行う業務を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが求められる。また、各教職員に対しては自らの働き方（時間外在校時間）について意識し、自己管理できるように促していきたいと考える。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が施行された。その中で新たに設けられた給特法第8条第1項において、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等が示されている。

中津市教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

6 関連する取組：総合教育会議、各学校・園への対応

(1) 総合教育会議への報告

- ・毎年度の総合教育会議において、本実施計画における達成目標の進捗状況等の報告を行う。また、本実施計画を変更する場合も、総合教育会議にて報告を行う。

(2) 達成指標における取組状況の公表

- ・毎年度、本実施計画における達成目標の進捗状況をホームページ等で公表することで、取組の着実な推進に努める。具体的なデータをもとに成果や課題を整理し、必要に応じて取り組み内容の見直し・改善を行うなど、達成指標のクリアに向けて取り組む。

(3) 各学校・園への対応

- ・各学校・園については、令和2年度からICT（中津市共有フォルダ education 等）の活用やタイムカードによる客観的な勤務時間の把握を行うとともに、各勤務実態改善計画を定め、勤務時間の適正化に向けた取り組みを推進してきた。
- ・中津市教育委員会は、中津市立学校・園の教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、中津市の全ての学校・園が主体的に働き方改革を推進していけるよう積極的な支援を行っていく。
- ・学校における働き方改革が円滑に進むよう、校長会議や教頭会議の場や、エデュケーションを活用した積極的な情報提供や好事例の紹介を行うとともに、課題の共有を図りながら教育現場と連携・協力して取り組みを進めていく。

中津市立学校・園の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

計画の趣旨・現状

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。

計画の目的

教職員の長時間勤務についての要因等の分析を踏まえ、限られた時間の中で教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や幼児児童生徒に向き合う時間を確保できる勤務環境を整備する。

達成目標

令和8年度～令和12年度

| | | R6.4～R7.3 | R8.4～R9.3 | R9.4～R10.3 | R10.4～R11.3 | R11.4～R12.3 | R12.4～R13.3 |
|---|---------------------------------------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 時間外在校等時間(年間540時間以上)割合 ※月45時間×12月 | 13.8% → | 12% → | 9% → | 6% → | 3% → | 0% |
| 2 | 時間外在校等時間(年間960時間以上)割合 ※月80時間×12月時間 | 0.1% → | 0% → | 0% → | 0% → | 0% → | 0% |
| 3 | 月平均時間外在校等時間 | 30時間15分 → | 28時間 → | 26時間 → | 24時間 → | 22時間 → | 20時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の学校の割合(後期) | 61% → | 65% → | 70% → | 80% → | 90% → | 100% |

取組内容(令和8年度の取組)

勤務時間の意識改革

- ① 学年末休業開始日の繰り上げ(修了式:3/26→3/24)
- ② 余剰授業時数の活用(校時表の見直し)
 - ・週1時間を研修・打合せ等の時間として確保・・・小学校
- ③ スロースタートの実施(1、2学期)
- ④ 学校施設時間の設定(19:00)
- ⑤ 電話対応の取り組み
 - ・録音、メッセージ等付加について検討

「チーム学校」の機能強化

- ① 専門性を生かした指導体制の充実
 - ・教科担任制を全小学校で導入
 - ・特別支援教育研究モデル園の新設
- ② コミュニティスクールの取組の拡充
 - ・働き方改革の取組について、学校運営協議会の課題として積極的に取り扱い、地域・学校協働活動の一環として実施を求めていく

業務の削減・適正化

- ① 対応が困難なケースへの支援体制の構築
 - ・カスハラ対応マニュアルの活用と保護者への周知
- ② 学校評価の充実
 - ・「学校評価の4点セット」の活用(全校共通の達成指標を設定)
- ③ iPad貸与職員の拡充
 - ・用務員以外の会計年度任用職員にも貸与
 - ・Wi-Fi環境の整備・・・幼稚園
- ④ 部活動の地域展開・・・中学校
 - ・活動時間の短縮【夏季(4月～9月) 18:00(2時間以内)】18:30退庁
【冬季(10月～3月) 17:30(1時間30分以内)】18:00退庁

体調管理の促進

- ① メンタルヘルス対策の促進
 - ・産業医による面談
(時間外在校等時間:月100時間超→月80時間)
- ② ストレス診断結果の活用(年2回) ※達成指標に位置付け

今後の学校・園における働き方改革について

R8年.1月

学校教育課

1、今後5年間の達成目標

| | 現状と達成目標（幼稚園を含む） | 令和6年4月 ～令和7年3月 結果 | 令和8年4月 ～令和9年3月 (達成目標) | 令和9年4月 ～令和10年3月 (達成目標) | 令和10年4月 ～令和11年3月 (達成目標) | 令和11年4月 ～令和12年3月 (達成目標) | 令和12年4月 ～令和13年3月 (達成目標) |
|---|--|-------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月 【4点セット達成指標】 | 13.8% | 12.0% | 9.0% | 6.0% | 3.0% | 0% |
| 2 | 時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月 | 0.1% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 3 | 時間外在校等時間（年間月平均） | 30時間15分 | 28時間 | 26時間 | 24時間 | 22時間 | 20時間 |
| 4 | ストレスチェックの健康リスクの値が100以下の 学校の割合（後期） 【4点セット達成指標】 | 61% | 65% | 70% | 80% | 90% | 100% |

令和6年10月～令和7年9月 時間外在校等時間

| | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | ※9月まで |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 対象人数 | 324 | 321 | 321 | 321 | 322 | 322 | 322 | 324 | 324 | 325 | 327 | 327 | 3880 |
| | 4 5時間超人数 | 64 | 42 | 19 | 13 | 20 | 14 | 85 | 75 | 81 | 24 | 0 | 62 | 499 |
| | 割合 | 19.8% | 13.1% | 5.9% | 4.0% | 6.2% | 4.3% | 26.4% | 23.1% | 25.0% | 7.4% | 0.0% | 19.0% | 12.9% |
| | 平均時間 | 33:17 | 28:59 | 24:07 | 21:55 | 24:37 | 22:21 | 36:50 | 33:07 | 33:46 | 25:54 | 9:10 | 28:15 | 26:51 |
| 中学校 | 対象人数 | 193 | 193 | 192 | 191 | 191 | 192 | 194 | 194 | 194 | 194 | 195 | 195 | 2318 |
| | 4 5時間超人数 | 84 | 63 | 48 | 35 | 35 | 25 | 93 | 98 | 94 | 69 | 1 | 91 | 736 |
| | 割合 | 43.5% | 32.6% | 25.0% | 18.3% | 18.3% | 0.0% | 47.9% | 50.5% | 48.5% | 35.6% | 0.5% | 46.7% | 31.8% |
| | 平均時間 | 47:03 | 38:56 | 34:42 | 32:16 | 34:05 | 29:13 | 48:36 | 47:26 | 42:36 | 37:31 | 11:35 | 40:43 | 37:03 |
| 全体 (幼・小・中) | 対象人数 | 540 | 536 | 537 | 536 | 537 | 538 | 540 | 543 | 543 | 544 | 547 | 547 | 6488 |
| | 4 5時間超人数 | 148 | 105 | 67 | 48 | 55 | 39 | 178 | 173 | 175 | 93 | 1 | 153 | 1235 |
| | 4 5時間超の割合 | 27.4% | 19.6% | 12.5% | 9.0% | 10.2% | 7.2% | 33.0% | 31.9% | 32.2% | 17.1% | 0.2% | 28.0% | 19.0% |
| | 平均時間 | 37:46 | 32:14 | 27:34 | 25:20 | 27:39 | 24:31 | 40:18 | 37:30 | 36:12 | 29:40 | 10:07 | 32:20 | 30:05 |

2、業務削減に向けた取組（学校と教師の業務の3分類をふまえて）

| 取組内容 | 具体的取組（現状） | 令和8年度の取組 【新規・改善・拡充】 | |
|--------------|--|---|--------------------------------------|
| 勤務時間の意識改革 | ① 勤務時間の把握・管理（タイムカードの活用） ② 完全定時退庁日（週1回）の設定 ③ スロースタートの実施（2学期） ④ 学校閉庁日の設定（夏季休業日、冬季休業日） ⑤ 学校施錠時間の設定（19:30） ⑥ 電話対応の取り組み（留守番電話対応） | ① 学年末休業開始日の繰り上げ（修了式：3/26→3/24） ② 余剰授業時数の活用（校時表の見直し） ・週1時間を研修・打合せ等の時間として確保・・小学校 ③ スロースタートの実施（1、2学期） ④ 学校施錠時間の設定（19:00） ⑤ 電話対応の取り組み ・録音、メッセージ等付加について検討 | 【新規】 【新規】 【拡充】 【改善】 【改善】 |
| 業務の削減・適正化 | ① 会議等の縮減・精選 ② 働き方改革検討委員会の実施 ③ デジタル化の推進 ④ 部活動の地域展開 ・ロードマップの作成等 | ① 対応が困難なケースへの支援体制の構築 ・カスハラ対応マニュアルの活用と保護者への周知 ② 学校評価の充実 ・「学校評価の4点セット」の活用（全校共通の達成指標を設定） ③ デジタル化の推進 ・用務員以外の会計年度任用職員にもiPadを貸与 ・Wi-Fi環境の整備・・幼稚園 ④ 部活動の地域展開・・中学校 ・活動時間の短縮 【夏季（4月～9月） 18:00（2時間以内）】18:30退庁 【冬季（10月～3月） 17:30（1時間30分以内）】18:00退庁 | 【新規】 【改善】 【拡充】 【拡充】 【改善】 |
| 「チーム学校」の機能強化 | ① 学校事務職員の学校運営への参画 ② 専門スタッフの連携・配置促進 ・SC、SSW、登校支援員、日本語指導員、SSS等 ③ 専門性を生かした指導体制の充実 ・小学校の教科担任制を推進 ④ コミュニティースクールの取組 | ① 専門性を生かした指導体制の充実 ・教科担任制を全小学校で導入 ・特別支援教育研究モデル園の新設 ② コミュニティースクールの取組の拡充 ・働き方改革の取組について、学校運営協議会の課題として積極的に取り扱い、学校・地域の協働活動の一環として実施を求めていく | 【改善】 【新規】 【改善】 |
| 体調管理の促進 | ① メンタルヘルス対策の促進 ・産業医による面談 （時間外在校等時間が月100時間超の職員） ② ストレス診断結果の活用（年2回） | ① メンタルヘルス対策の促進 ・産業医による面談 （時間外在校等時間：月100時間超→月80時間） ② ストレス診断結果の活用（年2回）※達成指標に位置付け | 【改善】 |